

船橋市教育委員会会議10月定例会会議録

1. 日 時 令和2年10月15日(木)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時05分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 大 竹 陽 一 郎
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 大 野 等
保健体育課長 八 重 樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 牟 田 重 実
青少年課長 加 藤 宏 之
文化ホール館長 高 橋 頼 子
郷土資料館長 栗 原 薫 子
児童生徒防犯安全対策室長 高 山 和 樹
総合教育センター教育支援室長 兼 坂 尚 貴
西図書館長補佐 棚 橋 義 徳

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第50号 船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収に関する規則について

議案第51号 船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第52号 令和3年度船橋市立船橋特別支援学校入学者選考事項について

議案第53号 船橋市博物館協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 令和2年度第3回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (3) 公民館への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査について
- (4) 船橋市民文化ホール及び船橋市民文化創造館の民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査について
- (5) 令和2年度第34回船橋市小中学校合唱発表会及び令和2年度船橋市小中学校演奏研究会の中止について
- (6) 令和2年度第30回船橋市児童生徒社会科作品展について
- (7) 令和2年度第47回船橋市児童生徒科学論文・工夫作品展について
- (8) 令和2年度就学時健診等における子育て学習について
- (9) バーチャル市展について
- (10) ふなばしミュージックストリートについて
- (11) 郷土資料館企画展「調べてみよう！船橋」について
- (12) 令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (13) 令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (14) 令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (15) 令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (16) 令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (17) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議10月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

9月17日に開催しました教育委員会会議9月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第53号については船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項12から報告事項16につきましては船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項17の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第50号について、保健体育課、説明願います。

【児童生徒防犯安全対策室長】

議案第50号、船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収に関する規則についてご説明いたします。

本冊の1ページをご覧ください。

この規則は、令和3年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の共済掛金の一部を保護者から徴収するに当たり、保護者負担金の額などを定めるものです。第1条にはその旨を規定しております。

負担金の額につきましては、第2条に規定しておりまして、小・中学校は年額460円、特別支援学校の小学部、中学部についても460円となっております。特別支援学校の高等部1,290円、高等学校は1,935円としております。

なお、小・中学校におきましては、要保護者につきましては20円となります。

第3条は、負担金の免除について規定しておりまして、基準日である5月1日に要保護・準要保護の場合は免除といたしております。

第4条は、負担金の還付についての規定でございます。負担金徴収後は原則還付しませんが、5月1日に遡って要保護・準要保護に認定された場合は還付をいたします。

令和3年度から保護者負担金の徴収を開始するに当たりまして、規則の施行日につきまして令和3年4月1日としております。この施行日についてですが、来月開催します小学校の入学説明会で新小学1年生の保護者に対しまして、また、中学3年生を除きます在校生の保護者に対しても併せてお知らせする必要がありますことから、今回の教育委員会会議の議案として提出しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、議案第50号、船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収に関する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第50号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号について、保健体育課、説明願います。

【保健体育課長】

議案第51号、船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊3ページをご覧ください。

平成27年度に学校給食費が公会計化された際、就学援助の認定者につきましては学校給食費を免除しております。

学校給食費の免除を希望する場合は、就学援助の認定を受けるための就学援助申請書と学校給食費減免申請書を同時に提出していただくようお願いしております。申請書は、年度ごとに必要書類とともに児童・生徒が在籍する学校に提出することになっておりますが、就学援助申請書と学校給食費減免申請書には保護者名、児童・生徒名、所属学校や住所、連絡先など重複する項目があり、両申請書で同じ記入を繰り返すことになります。

本規則の改正により、就学援助申請書の提出を学校給食費免除申請書の提出とみなすことができるものとし、学校給食費減免申請書の記入を省略することで、保護者の給食費減免の申請手続の負担を軽減するものです。また、学校給食費減免申請書である第1号様式につきましては、申請理由として就学援助申請との記載がありますので、就学援助申請書の提出を学校給食費減免申請書の提出とみなすことができるので、関連項目の記載をなくしております。

なお、今後、就学援助申請書に学校給食費の免除も適用される旨の記載をする予定でございます。

本規則は、令和3年度に実施する学校給食の分から適用されますが、令和3年度に小学校へ入学する新1年生を対象とした学校給食の案内の配布が来月11月の就学時健診で行われますので、今回の教育委員会会議の議案として提出させていただきました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第51号、船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第51号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター教育支援室長】

本冊の5ページとなります。

議案第52号、令和3年度船橋市立船橋特別支援学校高等部入学者選考についてご説

明いたします。

船橋市立特別支援学校管理規則第22条の高等部に入学する生徒の募集及び入学者の選抜の方法について必要な事項は、教育委員会が別に定めることになっており、船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に基づきまして議決いただくものでございます。

選考要項につきましては、6ページ、7ページでございます。

昨年度との大きな変更点は、7ページ、6にございます追選考の項を設けた点でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【鎌田委員】

今までは、試験当日にインフルエンザ罹患等で発熱が出た受験生がいた場合はどうされてきましたか。

【総合教育センター教育支援室長】

これまでは、よほどのことがない限りは、別室等で対応して選考を行っておりました。以上です。

【教育長】

ほかにはございますか。

それでは、議案第52号、令和3年度船橋市立船橋特別支援学校入学者選考事項についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第52号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項1について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、本冊の17ページをご覧ください。

まず、会期でございます。令和2年8月28日から10月5日までの39日間で開催されました。

続きまして、(2)教育委員会関係議案等になります。

まず、議案第1号、令和2年度船橋市一般会計補正予算でございます。

このうち、教育委員会関係といたしましては、国が示しますGIGAスクール構想に沿ったICT機器の整備、それから新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補正したものでございます。

次に、認定第1号、決算の認定につきましては、令和元年度の決算の認定でございます。

次に、議員提案の発議案としまして、少人数学級の速やかな実施を求める意見書が1件ございました。

次に、陳情につきましては4件ございました。このうち、第34号から第36号につきましては金杉台中学校の存続等に関するもの、それから第37号につきましては、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進をするべき陳情というもので、陳情が4件ございました。

続きまして、(3)議案等に対する主な質問事項でございます。

市長提案の議案に対する質疑は9月4日に行われまして、8人の議員より質問がございました。それから、9月8日から14日の5日間で一般質問がありまして、20人の議員から質問がございました。それから、最終日になりますけれども、10月5日に市長からの専決処分がありまして、教育委員会関係ということで1人の議員からご質問がありました。その概要につきましては、17ページの下段から24ページに整理してございますので、ご不明な点は後ほどご質問をお願いしたいと思います。

次に、25ページ、(4)各委員会及び本会議採決結果でございます。

まず、議案第1号でございます。議案関係になりますけれども、こちらにつきましては予算決算委員会、それから本会議につきましても、賛成多数で可決になりました。

次に、認定第1号の決算でございますが、こちらにつきましても予算決算委員会、それから本会議で、賛成多数ということで認定されました。

次に、発議案第2号でございます。こちらは、文教委員会、それから本会議で採択が議題となりまして、賛成少数で否決ということになりました。

続きまして、陳情でございます。金杉台中学校関係につきましては、基本的には文教委員会と本会議ではございましたけれども、いずれにしましても賛成少数で不採択となりました。

それから、議案第37号、これにつきましては、発議案第2号の少人数学級の速やかな実施を求める意見書という内容と趣旨が同じということでみなす不採択となっております。

第3回定例会の報告は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

9月9日の発言の中で、学校制服について発言があったようなんですが、実際に夏に体操服で登校している学生さんを見たことがあるので、実情と議会の質問に対しどのような回答をしたのか教えていただければと思います。

【指導課長】

まず、夏服のことですけれども、実際に中学校では暑さ対策として保護者の判断で体操服登校等も可としておりました。

答弁については、体操服登校を認めている学校があるのは、従来夏季休業中であるはずの期間に、今年度は授業日があることやマスクを着用していることなどから、熱中症対策の一環として行っている学校があるためですということで回答してございます。

以上です。

【小島委員】

夏の暑さが9月くらいまで続くのが最近の傾向でもあるので、熱中症対策としての体操服登校なり制服自体の見直しというのは、今後、必要な観点かと思うのですが、体操服登校の許可というのは、本来であれば夏季休業中である期間に授業を行ったという今年度の特殊な事情があったからということでしょうか。例年、そういう対応をされている学校等もあるのでしょうか。

【指導課長】

体操服登校につきましては、今年度の特殊な事情があったためということで実施したところではあるんですけれども、しかしながら、9月に入りまして熱中症アラートが発令されているところもありますので、今回のことを検証しまして、来年度以降どうしていくかということを検討してまいります。

以上でございます。

【教育長】

ほかにごありますか。

【佐藤委員】

20ページの公明党の橋本和子さんが言っている社会教育主事と社会教育士の違いはということで、大変恐縮ですが、教えてもらえますでしょうか。

【生涯学習部長】

社会教育主事と社会教育士の違いなんですけれども、もともと社会教育主事というのは任用資格としてございまして、教育委員会に置くことになっております。現在ですと社会教育課のほうに配置されていて、また公民館には、この資格を持った職員を船橋市は置くようにしているところがございます。この同じ養成課程を履修していたような民間の方々が、社会教育士を名乗れるようになる制度が今度できました。

社会教育主事は、あくまでも任用発令があつて社会教育主事となるので、その課程を履修していても、任命権者が任用していなければ社会教育主事ではありません。それに対し、社会教育士の場合には任用がなくてもできますので、例えば、指定管理の公民館のようなところに置かれている人が社会教育主事の資格を持っている場合、今度は社会教育士と名乗って活動ができたりですとか、あとは地域の方だとか企業の中だとかNPOだとか、そういう方々が社会教育の推進のための様々な働き方を社会教育士と名乗ってできるようになったという、そういった新しい制度でございます。

【佐藤委員】

それでは、お医者さんとか弁護士さんとかと同じように、いわゆる士（師）業という考えで、公的な資格として考えていいんですかね。

【生涯学習部長】

国家試験を受けて士（師）になるとか、そういうものではなく、あくまで名刺に書いて名乗れるという制度になっています。

【佐藤委員】

分かりました。

【教育長】

ほかにどうですか。よろしいですか。

また何かありましたら言ってください。

それでは、続きまして、報告事項2について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項2、金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について。

資料は、別冊2の1ページをご覧ください。

金杉台中学校の統合までの間の入学に関する保護者説明会の開催結果についてご報告いたします。

この説明会は、令和5年4月の統合までの間の令和3・4年度に金杉台中学校へ進学することとなる児童、つまり現時点での小学5、6年生の児童と保護者から、7月に実施した進学先アンケートに寄せられました在学中に統合となることへの不安や心配事などに対し、現時点で可能な限りお答えし、これから進学する中学校を選択する際の参考としていただくことを目的に開催いたしました。

開催日時、場所は、10月4日の日曜日、金杉台小学校体育館を会場とし、金杉台中学校の指定学区及び選択地域に居住する周辺6校の小学5、6年生の児童と保護者を対象といたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策のため、開催を午前10時からと午後1時30分からの2部入替え制とし、事前に申込みのあった36人の出席予定者に応じて、椅子の間隔を空けるなどの対策を取りました。

当日の参加者は、児童1名を含め、計24人でした。

続きまして、4、内容です。

(1) 金杉台中学校の統合までの間の入学等対応策を所管課から説明するとともに、
(2) 進学先に関するアンケート集計結果については、アンケートの自由記述に寄せられた入学等対応策への疑問や統合への不安、疑問、ご意見等に対する教育委員会からの考え方を中心に説明いたしました。

また、金杉台中と御滝中学校の校長先生にも出席していただき、現在の学校や生徒の様子、統合に向けた生徒たちへの説明や学校としての対応などについて説明していただきました。

その中で、金杉台中学校の校長先生からは、中学校の3年間は人生を左右すると思うので、生徒数の少ない環境でも子どもたちの活動を盛り立て、どのようにしたら活躍できるか、努力の大切さを伝え、可能性を伸ばせるよう日々実践している。また、御滝中学校の校長先生からは、資料の2ページになりますが、よりよい統合ができるよう準備や取組を進めていき、校長として、子どもたちが安心して生活できる温かい学校づくりをこれまで以上に進めたい。そのようなお話がございました。

続きまして、(3) 令和3年度中学校入学までの今後の流れについて、次年度の入学に向けた日程と手続のご説明をいたしました。

具体的には、①10月中旬から下旬にかけ、金杉台中学校の指定学区や選択地域の6年生を対象に意向調査などを実施し、11月末にその結果をお知らせするので、それを踏まえ、ご家庭で入学先をご検討いただくこと。

②1月中旬に入学通知書が送付され、③1月下旬には御滝中学校、金杉台中学校でそれぞれ入学説明会が行われることから、入学の準備を考えると、この時期をめぐりに入学先を最終決定していただくようご説明いたしました。

なお、10月に行う意向調査等において「人数によって金杉台中学校への入学を検討する」と回答された方には、学務課から個別に連絡すること、また、金杉台中に入学後でも、転校を希望される場合には相談に応じていくことをご説明いたしました。

以上の説明に対し、(4) 質疑応答では、7人の方からご発言がありました。

主な質疑・意見の趣旨と当日の教育委員会の回答については、枠内に記載のとおりです。

1つ目の子どもたちへの説明については、複数の方から質問がありました。これに対し、10月中に学校から説明することを調整していることをお答えいたしました。

なお、保護者説明会の翌日の5日、金杉台小学校の校長から6年生に対して説明を行っていただいております。

続いて、2つ目から3ページ上段の4つ目となりますが、新型コロナウイルスの感染症リスクやそれに伴う国の少人数学級の動きに関し、統合を凍結すべきといったご意見や、それにより金杉台中学校が存続することはあるのかといったご質問がありました。これらに関しては、国の少人数学級の動向は注視していくが、現時点では令和5年4月の統合は変わらないとお答えいたしました。

このほか、御滝中学校への不安として、いじめや不登校についての質問には、対応策や現状についてご説明しました。また、統合後に向けて、両校の部活動の違い、金杉台中学校から移る生徒の交流の場の設置、試験への配慮、学校でのサポートなどの質問がありましたが、これから具体的な検討をしていく予定のものについては、教育委員会としても学校と共に詰めていく旨を回答いたしました。

このほか、資料4ページになりますが、説明会后に回収したご意見等記入用紙には、記載のとおりご意見が寄せられました。

説明会でいただいた課題や統合への不安に対しては今後検討を進め、適宜、統合準備会だよりなどを活用しながら、皆さんに周知していくことといたします。

最後に、今後の取組といたしましては、第3回金杉台中学校・御滝中学校統合準備会を12月に開催し、この説明会の報告、意向調査の結果、また各学校、学校間での検討事項の進捗確認を行う予定です。

なお、5ページから14ページには、当日配布した資料を添付させていただきました。ご報告は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

この中にもいろいろ書いてありますけれども、子どもの声をよく聞いてほしいとか、子どもの状況を心配するという親は多いと思います。統合ということだけじゃなくて、

規模の小さな小学校から大きな中学校に行く際に戸惑う子どもが多いというのをよく聞きますし、規模の小さな中学校から大きな高校に行くときにまた戸惑う子どもがいるという話もよく聞きます。そういったことに対し、学校は常に対応していることと思えますけれども、こと統合に関しては、もう少しデリケートな問題になってくる可能性がありますので、先生方にはまだまだご努力していただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかにごありますか。

それでは、続きまして、報告事項3について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

資料は、本冊27ページからになります。

公民館への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査は、平成31年3月に策定した行財政改革推進プランにおける6つの柱の一つとして位置づけられている民間活力の積極的活用の長期的な視点から、市民サービスの維持向上を目指すとともに、費用対効果を考慮し、民間活力を活用したほうがより効果的・効率的である場合には、行政責任の確保に留意しながら、民間活力の導入について積極的に推進するという考えの下、民間事業者等との対話を通し、運営可能な施設数や施設の組み合わせ方、有効な運営方法、管理運営のノウハウ・アイデアを把握し、今後の検討に生かしたいと考え、実施するものでございます。

サウンディング調査のスケジュールにつきましては、30ページに記載しておりますが、8月28日から実施要領を公表し、2者から参加の申込みがございました。現在は、サウンディングを実施しているところでございまして、提案内容について、さらに掘り下げていくために必要であれば、複数回のサウンディングの実施も視野に入れ、12月頃に実施結果概要を公表する予定としております。その結果につきましては、今後、公民館の在り方を検討していく上での判断材料の一つとしたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

公民館への民間活力導入という趣旨は十分分かるんですが、民間活力導入の際に、公民館以外の公共的な施設また公共的なサービスとの複合化といった観点もあろうかと思いますが、そこら辺は排除して、公民館に限定ということなんでしょうか。それとも、そういう可能性もあるという含みがあるんでしょうか。

【社会教育課長】

まず、公民館への民間活力の導入というところが大前提でございます。それを意見を聞きながら検討するという中で、2者申込みがございまして、先日、1者サウンディングを行いました。その事業者は保育事業をやっているのので、やはり保育を生かした面での委託事業の提案等もございましたから、様々な面をフラットに考えて、これから検討していきたいというところではございます。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【鳥海委員】

これまでの公民館の活動の中には、船橋だとあまり入っていないかと思うんですが、例えば、感染症がどばっと広がってしまいましたなんていうことがあったときに、民間の病院に発熱のある人が出ました。そこには糖尿病や重症の方、抗がん剤を打っている方が待合室で待っています。同じところにいさせるわけにいかないですという事態になっても、場所がなかったりするわけです。

そういう場合、例えば医師会であれば人を用意するという事は務めとしてやらなければいけないと思っていますが、行政には箱を用意していただかなければいけない。そういう面で、今後、公民館の機能を生かさなければいけないであろうことが幾つか想定できると思うんです。

その辺のことを配慮した話合いみたいなのが実際に行われているのか、今の現状をとお尋ねします。

【社会教育課長】

先ほど言いました1者は、事業提案ということでしたので、指定管理の話まではいかないところでございました。ただ、私どものほうも、実施要領の中で特に聞きたいこととして、まずは指定管理者制度を導入した場合でも、避難所運営とかそういうものができるのかというところは、念入りに聞いていきたいと思っているところでございます。

あと、実際にはそういった患者の受け入れ先ではないですけれども、今、第一ホテルにコロナの軽症者が入っていますが、万が一、火事になった場合は、中央公民館に避難

できるような取り決めに、危機管理課と行ったようなところがありますので、今おっしゃっていただいたようなことについても、これから検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【佐藤委員】

公民館に限るといっても、公民館の中に既に社会福祉協議会が入っていたり、児童ホームが併設されていたり、いわゆる教育委員会以外の部署も関係してくることがあるかと思うんですが、指定管理は公民館の運営に関してだけということ考えていいのか、それとも建物も含めた全体の運営についてということなのかお尋ねします。

【社会教育課長】

併設されている児童ホーム等の運営まで指定管理にすることはできません。建物自体は公民館のほうで管理していますから、建物の管理というところで考えていくことになります。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがですか。

それでは、続きまして、報告事項4について、市民文化ホール、報告願います。

【文化ホール館長】

市民文化ホールより報告させていただきます。

資料の33ページから37ページまででございます。

市民文化ホール及び市民文化創造館は、令和2年度の行財政改革の取組におきまして、指定管理者制度導入の適否の検討を継続する施設の対象となっております。

指定管理者制度の導入が両館にとってより効果的・効率的な運営になるのか、その判断材料とするため、このたび、サウンディング型市場調査を開始いたしました。サウンディング型市場調査による民間事業者等からの提案により、市民サービスの向上やコストの削減等が期待できるのかを具体的に把握し、検討していきます。

スケジュールにつきましては、10月9日、先週の金曜日に調査の実施要領をホームページ上に公表し、10月下旬の3日間、ホールの見学会を実施いたします。その後、11月13日までに事業者等から提案書を提出していただき、その提案書を基に、11月24日から12月10日までの間でサウンディングを実施いたします。実施結果の概

要は令和3年2月頃に公表し、年度内に指定管理者制度導入の適否を判断する予定でございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【佐藤委員】

以前、行政マンで、市民文化ホールの館長をやりたいという想いを持っている人がいるって話を聞いたことがあるんですけども、何かそういう、行政マンも本当に自分たちの夢を持って働けるようなことがあるといいなと思っています。意見です。

【教育長】

ありがとうございます。気持ちは分かります。

【鎌田委員】

35ページの5番のところで、文化ホールと文化創造館の2施設一括管理という話がありますが、文化ホールの大規模な企画と文化創造館の小規模で小回りの利くものを一括で管理するというメリットもあるけれども、逆に、別に離して管理するメリットもあると思うんですが、ここは一括を前提っていうのはなぜなんでしょうか。

【文化ホール館長】

現状は一体運営をしております。市民文化ホールの事業もきららホール（市民文化創造館）の職員が担当して選定しております。きららホールにふさわしい小規模な事業と1,000人規模の大きな事業についても併せて、きららホールの職員が中心となり、専門的な知識がない者も努力しながら選定している状況でございます。

以上でございます。

【鎌田委員】

例えば、これを別々に分けて運営したいということは出来ないということになるのでしょうか。

【文化ホール館長】

市民文化ホール単体で、もしくは市民文化創造館単体での運営の検討につきまして、きららホールに関しましては、先行して、昨年度サウンディング型市場調査を実施いたしました。その際に、コストの削減が見込めないということで、きららホール単体で

の指定管理者制度の導入は断念したという経緯がございます。今年度は、一体運営を前提としてサウンディングを実施するということになりました。

以上でございます。

【鎌田委員】

分かりました。

【教育長】

ほかに。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項5から報告事項11につきましては、定例の報告事項であるため説明を省略したいと思いますが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

楽しみにしていたふなばしミュージックストリートが、オンラインということで、どんな感じで見られるのか、簡単に説明をしていただければ。

【文化課長】

今回は、無観客の生ライブ配信という形でやらせていただきたいと思います。会場は3会場で、きららホール、それから本町通りにありますスタジオPACKS、それと北習志野の伊藤楽器の、これはどっちかというクラシック系の小さいホールですが、この3会場からそれぞれ配信します。それともう一つ、生配信とは別にミュージシャンの方からあらかじめ撮影した動画を頂いて、それを配信するチャンネルを用意しました。

合計で4チャンネルで、当日18日の11時から6時まで開催します。こちらのチラシに入っている公式サイトからのQRコードからアクセスするのが一番早いかと思います。また、検索サイトで「ふなばしミュージックストリート」でもアクセスでき、現在、手作りの前宣の動画が既に上がっております。チラシのQRコードを読み込んでいただきますと、4つのボタンが出てまいりますので、プログラムを見ていただいて、4つの中から好きなチャンネルを時間ごとに見ていただくという形になります。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい、ありがとうございます。

【教育長】

ほかにありますでしょうか。

また、何かありましたら、お願いいたします。

続きまして、報告事項 17、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

それでは、先ほど非公開と決しました議案第 53 号及び報告事項 12 から報告事項 16 の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第 53 号について、郷土資料館、説明願います。

議案第 53 号「船橋市博物館協議会委員の委嘱について」は、郷土資料館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項 12 について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

別冊 1 の 7 ページになります。

報告事項 12、令和 2 年第 4 回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明についてご説明いたします。

学習用端末機購入についてです。

まず、概要です。市立小・中・特別支援学校に 1 人 1 台の学習用端末を早期実現させるために、令和 4 年度までに段階的に整備する予定であった学習用端末を小学校に 1 万 1,934 台、中学校に 1,663 台、特別支援学校に 235 台を前倒しで整備いたします。また、これにより 1 人 1 台端末の整備が完了いたします。

導入の効果といたしましては、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの教育 ICT 環境を早期に実現することができます。また、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することができます。

当該予算は、備品購入費として、12 億 7,016 万円を計上しております。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 4,000 万円以上の物品を購入する本案件については、令和 2 年第 4 回船橋市議会定例会への提出予定の議案となります。

参考には、小・中・特別支援学校の予算額が記載されてございます。

なお、学習用端末の機種ですが、小学校、特別支援学校はiPad、中学校はChromebookでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

電子黒板購入についてでございます。

概要ですが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき、小学3年生から6年生の全普通学級と特別支援学級に785台、特別支援学校に23台整備いたします。

中学校は全教室整備済みでございます。

導入の効果といたしましては、電子黒板は、1人1台学習用端末が整備された中で、児童・生徒の考えを学級全体で共有するとともに、直接操作して動かしたり書き込んだりすることで、問題解決において対話を促し、思考を深めることができます。

当該予算は、備品購入費として、5億8,141万7,000円計上しております。

先ほどの学習用端末と同様に、予定価格4,000万円以上の物品を購入する本案件については、令和2年第4回船橋市議会定例会への提出予定の議案となります。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】

中学校でChromebookを選定する理由と、あと先生方はどちらかというWindowsにこれまで慣れ親しんでいるのかなと思うんですけども、先生方のほうは操作の不安がないのかという、この2点をちょっと教えてください。

【総合教育センター所長】

中学校でChromebookを選定した理由についてですが、中学校はパソコンのキーボード、端末がないと学習がより充実しないということで、パソコンの端末を選定いたしました。Windows、Chromebookともに、すごくいい所があるんですけども、Chromebookの場合、クラウドを利用しまして、本体に負荷がかからず、学習でスムーズにできるというようなこともございまして、Chromebookを選定しております。

確かに、教員はWindowsに慣れておりますので、Chromebookの、例えばG Suiteですとか、そういったものの操作方法につきましては、今各学校の推進教員に研修をしております。推進教員から各学校でまた研修を深めていく方法でやっております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

確認ですが、一人一台Chromebookを持つほかに、パソコン室のパソコンはそのまま授業で使うといった場合、パソコン室のパソコンは大体Windowsでしたよね。それはWindowsをそのまま使うということで考えてよろしいですか。

【総合教育センター所長】

パソコン室につきましては、ゆくゆく1人1台端末が教室に整備されますので、令和3年度以降は普通教室ですとか多目的室へ転用することになってまいります。パソコン室のパソコンにつきましては、予備機に使う、あと市職の端末等にする、あとは学校の教員が使う校務支援機に転用するですとか、そういったことで有効活用を進めてまいります。

以上でございます。

【佐藤委員】

社会的には、どうしてもパソコンというとWindowsというイメージが強いとは思いますが。子供たちの教育環境を整える上で、Chromebookがよかったということかもしれませんが、子どもたちが将来に向けて、Windowsを使わないでいくということに関しては、そこまで懸念はないということでしょうか。

【総合教育センター所長】

今、委員がおっしゃったような考え方も当然ございまして、今はWindowsが日本のシェア的には多く占めております。ただ、今の小・中学生は様々なOSを使ったとしてもそれに対する順応性がかなりありますので、小学校はiPad、中学校はChromebookだとしても、順応ができると考えております。多分、高校や大学に進むにつれて、Windowsへいくのか、Chromebookでいくのかということはあると思うんですが、どちらでも順応できるのではないかとということで選定しております。

以上でございます。

【佐藤委員】

小さなお子さんをお持ちの小島委員にそこら辺を聞きたいんですけども、どうですか。

【小島委員】

ちょうど今週買ったばかりなので、操作してみたんですが、今の子どもの場合、スマホとかタブレットも小さい頃から親のを借りて使っていて、おそらくChromebookの方

がよりスマホ、タブレットに親和性はあるかと思います。逆に、Windowsなどの、ウィンドウというあの概念の方がなじみにくい部分がもしかしたらあるのではないかという気がします。あとは、将来的にシェア関係がどうなるか分からないですけども、どちらにせよすんなり順応することは間違いないと思います。

また、端末内にデータ保存をしないというのが前提としてあるのは、教育環境としては安心な部分があるし、セキュリティ面で評価されているとも聞いております。

【佐藤委員】

安心しました。

【教育長】

それでよろしいでしょうか。

ほかに。

【鎌田委員】

大学なんかですと、様々なツールとかタブレット、端末、OSを使って変化に慣れているというのは大変いいのかなと思います。

確認になりますが、タブレットなり端末なりは自宅に持って帰って利用するという前提での導入になりますか。お聞かせください。

【総合教育センター所長】

端末につきましては、将来的には持ち帰る方向で検討していかなければいけないと考えているところでございます。

【教育長】

ほかに。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項13について、文化課、報告願います。

【文化課長】

それでは、別冊3の1ページをご覧ください。

令和3年度から令和8年度までの5年間の船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者候補者について、10月7日に開催された両施設の指定管理者選定委員会において、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社に選定されましたことをご報告いたします。

選定の経緯等について、簡単にご説明をいたします。

2、3ページをご覧ください。

今回の応募は、同公社1者のみでございました。3回にわたる選定委員会で、運営上の基本方針や業務計画、事務管理計画等が適正なものであるか審査いたしましたが、今回は、特に、来年4月からの利用料改定を踏まえた上での利用率向上に向けた提案や茶室の利用促進に関する具体的提案、施設の管理運営に係るコスト意識と経費削減に対する工夫等を評価のポイントといたしました。

審査結果は、200点満点のうち161.8点で、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社が指定管理者候補者に選定されたものでございます。

審査結果の詳細につきましては、後ほど、4、5ページのほうをご覧くださいと思います。

文化課からは以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項14について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

資料の7ページのほうをご覧ください。

報告事項14、一宮少年自然の家の指定管理者候補者の選定についてでございます。

あと、本日お配りした資料もご覧になっていただければと思います。

10月13日に開催されました選定委員会にて、指定管理者候補者を選定しましたので、報告いたします。

指定管理者候補者は、株式会社オーエンスとなりました。指定管理者の実績としましては、千葉県立東金青年の家をはじめ、東京、埼玉など5施設の青少年宿泊施設の指定管理者の実績がございます。

次順位者は、特定非営利活動法人千葉自然学校となりました。指定管理者の実績として、大房岬自然の家、千葉県立君津亀山少年自然の家の類似施設の運営実績がございます。

選定理由としましては、書面審査及び面接審査の結果、条例第7条に規定されておりますサービスの向上、安定した管理を行う能力を有していることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断いたしました。

選定に係る日程につきましては、(4)の記載のとおりとなります。

次ページをご覧ください。

選定委員の名簿が記載されております。委員構成並びに委員の人数に関しましては、ガイドラインに基づき、学識経験者、税理士、利用者代表の外部委員を基本とする5名、市職員2名の計7名としました。

最後に、報告書には記載されておませんが、応募者数について説明いたします。

4者より応募がございまして、書面審査、面接審査において、それぞれ1者が落選となりました。

なお、応募者名につきましては、指定管理者候補者、次順位者以外は非公開となりますので、報告書には記載されておりません。

報告については以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項15について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項15、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者候補者の選定についてご報告申し上げます。

船橋市総合体育館及び武道センターにつきましては、現在の指定管理期間が令和2年度末をもって終了することから、新たな指定管理者の募集を行いました。

選定スケジュールについてご報告いたします。

6月22日に募集要項を市ホームページに掲載し、募集を開始いたしました。

7月3日に現地説明会を行い、その後、7月20日から8月17日までの応募期間内に2団体からの応募がございました。

選定を行うに当たり、選定委員会を設置し、審議を行いました。

9月18日に書面審査、10月8日に面接審査を行い、このたび、ふなばしスポーツ健康パートナーズが指定管理者候補者として選定されました。当該団体は、代表団体がコナミスポーツ株式会社、構成団体が日本管財株式会社東京本社、2社から成る共同企業体でございます。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項16について、西図書館、報告願います。

【西図書館長補佐】

それでは、資料ですが、別冊1の9ページのほうをご覧ください。

報告事項16、令和2年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明につ

いてでございます。

西図書館については、予約棚の増設についてご説明いたします。

令和2年第3回船橋市議会定例会で議決されました補正予算のうち、西図書館に既に導入済みの予約棚システムを中央、東、北の各図書館に導入するに当たり、備品購入費として1億2,490万円を計上しております。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、令和2年第4回市議会定例会に議案提出させていただく予定でございます。

ご報告は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

本日本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議10月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時5分閉会

令和2年10月15日